

令和3年度決算審査特別委員会（第6回）

令和4年9月14日（水曜日）午前10時00分開議

○付託案件

- 認定第1号 令和3年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和3年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和3年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和3年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和3年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和3年度七飯町水道事業会計決算認定について
認定第7号 令和3年度七飯町下水道事業会計決算認定について

1. 令和3年度決算審査(教育総務課)
2. 令和3年度決算審査(学校教育課)
3. 令和3年度決算審査(生涯教育課)
4. 令和3年度決算審査(スポーツ振興課)
5. 令和3年度決算審査(学校給食センター)

○出席委員（16名）

委員長	平松俊一	副委員長	若山雅行
委員	横田有一	委員	池田誠悦
委員	田村敏郎	委員	稲垣明美
委員	畑中静一	委員	長谷川生人
委員	上野武彦	委員	坂本繁
委員	澤出明宏	委員	中島勝也
委員	川村主税	委員	江口勝幸
委員	川上弘一	委員	青山金助

○欠席委員（0名）

○議長出席の有無 無

○出席説明員（7名）

教育総務課長	倍楼司	学校教育課長	柴田憲
生涯教育課長	竹内圭介	スポーツ振興課長	高橋雅貴
学校給食センター長	福永崇弘		

○本会議の書記

事務局長	広部美幸	書記	山本翔太
書記	三浦蒼生		

午前10時00分 開議

○平松委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまより、令和3年度決算審査特別委員会、第6回目を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

今日は、教育委員会の教育総務課、学校教育課、生涯教育課、スポーツ振興課、学校給食センターの予定です。

初めに、教育総務課の聞き取りを行います。

教育総務課長、お疲れさまです。

決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いします。

なお、資料は事前に配付されておりますので、資料の事業決算の具体的内容については、特段の説明のない限り、「記載のとおり」でよろしいです。

それでは、教育総務課長、お願いします。

○倍楼教育総務課長 それでは、教育総務課の決算審査資料について御説明をさせていただきます。

まず、共通様式のほうから御説明をさせていただきます。

まず、ナンバーの1、継続事業で、事業決算名が教育委員会費でございます。当初予算200万6,000円に対しまして、補正予算で18万円を減額し、予算現額182万6,000円に対しまして、支出済額161万2,257円、不用額は21万3,743円で、執行率は88.3%でございます。決算内容は記載のとおりでございます。

次に、ナンバーの2、継続事業で、事業決算名が事務局費（学校庶務）でございます。当初予算が467万円、補正により11万6,000円を増額、流用により10万1,000円を減額し、予算現額468万5,000円に対し、支出済額449万5,930円、不用額は18万9,070円で、執行率は96%でございます。

決算内容は記載のとおりですが、峠下地区生徒通学定期券購入費、スクールバス運行事業のスクールバス運行業務委託料の予算不足のため、それぞれ5万円、5万1,000円を流用し

てございます。

次に、ナンバーの3、継続業務で、事業決算名は対外競技参加費でございます。令和3年度はコロナ禍にあったことから、当初予算額は予算化せず、状況を見て予算を措置する方針であったため、当初予算はなしで、補正により400万8,000円を予算現額としてございます。支出済額は400万7,450円、不用額は550円で、執行率は100%でございます。

決算内容は記載のとおりでございます。

次に、ナンバーの4、継続事業で、事業決算名が事務局費（教育助成）でございます。当初予算123万7,000円に対しまして、補正予算で7,000円を減額し、流用により5万円を増額し、予算現額128万円に対しまして、支出済額126万8,550円、不用額は1万1,450円で、執行率は99.1%でございます。

決算内容は記載のとおりでございますけれども、決算内容のうち、11の役務費については、学校教育課所管分ということで、教育総務課の所管分は18の負担金、補助及び交付金という内容でございます。

次に、ナンバーの5、継続事業で、事業決算名は学校教育公用車管理費でございます。当初予算38万9,000円に対しまして、補正予算により5万5,000円を増額し、予算現額44万4,000円に対しまして、支出済額が36万5,015円、不用額は7万8,985円で、執行率は82.2%でございます。決算内容は記載のとおりでございます。

次に、ナンバーの6、継続事業で、事業決算名は教員住宅管理費でございます。当初予算65万6,000円に対しまして、補正予算で30万3,000円を減額し、予算現額62万6,000円に対しまして、支出済額が61万2,006円、不用額は13万9,794円で、執行率は97.8%でございます。

決算内容は記載のとおりでございます。

次に、ナンバーの7、新規事業で、事業決算名はPCB廃棄物処分事業費でございます。当初予算1,850万円に対しまして、補正予算で

912万8,000円を減額し、予算現額937万2,000円に対しまして、支出済額が937万2,000円、不用額はなく、執行率は100%でございます。

事業目的は、学校及び教育施設のPCB廃棄物の処分になりますが、決算内容は記載のとおりでございます。

次に、ナンバーの8、継続事業で、事業決算名が校舎等営繕費(小学校)でございます。当初予算3,503万1,000円に対しまして、補正予算により1,047万円を増額し、予算現額4,550万1,000円に対しまして、支出済額4,544万4,048円、不用額は5万6,952円で、執行率は99.9%でございます。

決算内容は記載のとおりでございます。

次に、ナンバーの9、新規事業で事業決算名は校舎等営繕費(臨時交付金事業)でございます。6月の補正により478万5,000円を増額して、9月補正で19万8,000円を減額し、予算現額458万7,000円に対しまして、支出済額が458万7,000円で、不用額はなしで、執行率は100%でございます。

事業の内容としては、七重小学校の女子トイレ6基の便器を洋式化するというものでございます。決算内容は記載のとおりでございます。

なお、この業務については、特定財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として416万4,000円を充当して行う事業でございます。

次に、ナンバーの10、継続事業で事業決算名は校舎等営繕費(中学校)でございます。当初予算2,765万7,000円に対しまして、補正予算により243万8,000円を増額し、予算現額3,009万5,000円に対しまして、支出済額3,005万9,951円、不用額は3万5,049円で、執行率は99.9%でございます。

次に、様式2の令和3年度予算流用5万円以上及び予備費の充用の状況について御説明申し上げます。

4点ございますが、1点目でございます。大沼岳陽学校の温水循環ポンプの修繕に伴い、修

繕費が不足したため、手数料から需用費の修繕料に5万1,000円を流用してございます。

2点目でございます。大中山中学校の漏水による配管修繕のため、修繕費が不足したため、原材料費から需用費、修繕料に8万2,000円を流用してございます。

3点目でございます。峠下地区生徒通学定期券購入費の予算不足のため、事務局費(教育助成)の役務費に5万円を流用してございます。

最後になります。スクールバス運行業務委託料、予算不足のため、事務局費(学校庶務)の負担金、補助及び交付金からスクールバス運行費の委託料に5万1,000円を流用してございます。

続きまして、追加要求資料の説明をさせていただきます。

まず、資料の1、七飯町育英基金の貸付返済状況の内訳について御覧いただきたいと思っております。

(1)は、基金の状況で、令和3年度の期首の原資1,016万1,606円、基金利息として、繰入れが562円、貸付金が140万4,000円、償還金が200万800円、未償還額が1,278万円で、基金総額が2,353万8,968円でございます。

(2)は、貸付金額の内訳になりまして、貸付金140万4,000円の内訳としまして、大学就学に2件で54万円、高校、専修学校就学に4件で86万4,000円でございます。

(3)は、償還金の内訳で、令和3年度償還金200万800円の内訳としまして、現年分が31人で105万円、滞納繰越し分が8件で41万800円、繰上償還分として2件で54万円でございます。

(4)は、未償還額の内訳でございます。令和3年度未償還額1,278万円の内訳として、現年分が11件、45万8,400円、滞納繰越し分が10人分で116万1,600円、納期未到来分として47名、1,116万円ということでございます。

次に、資料の2、大中山小学校体育館電気暖房に関する資料について御説明申し上げます。

まず、七飯町立大中山小学校改築整備事業基本計画を御覧いただきます。

敷地等の状況、児童数の推移などを踏まえ、大中山小学校の改築に当たり、基本的な考え方、施設の整備方針を示したもので、平成25年4月に作成したものでございます。

この計画では、1ページから2ページは敷地及び敷地調の現状、2ページから3ページは児童数の推移、3ページから4ページは、改築における基本構想、4ページから6ページが改築の基本的な考え方、施設全体の整備方針、6ページから8ページが施設全体の整備方針を記載してございます。

特に、改築の基本的な考え方の中には、災害発生時には応急避難場所としての役割を果たす重要な施設となっていること。

5ページ中段の2)学校施設の性能や機能が充実した学校づくり、⑥で省エネルギー化、自然エネルギーの活用などが図られた施設整備を行う。⑦で、ランニングコストの削減を図るために光熱水費の削減や施設維持管理等のメンテナンスのしやすさにも配慮し、施設の長寿命化を図れる施設整備を行うとしてございます。

次に、9ページ、体育館等暖房方式検討書を御覧ください。

設計時に、体育館の暖房方式について、遠赤外線放射暖房設備、灯油とプロパンガスと土壌蓄熱式床暖房、電気の三つの方式を検討したものをまとめたものでございます。

資料の左から遠赤外線放射暖房設備(灯油)、遠赤外線放射暖房設備(プロパンガス)、土壌蓄熱式床暖房(電気)の比較となっております。

左にあります遠赤外線放射暖房設備(灯油方式)では、上から設備工事費、年間暖房費、維持メンテナンス費とあり、災害時の対応では、屋外に設置した発電機により電源供給を行い、機器を運転する。燃料業者による燃料の安定供給が必要としております。

備考になりますが、選考した方式の中では、年間の暖房費が最も安い。壁面積に設置する暖房機の温風暖房のため室内の温度にむらが出る。30年で1,022万6,000円の維持メ

ンテナンス費がかかる。給排気筒が必要なため、グラウンド側の設置には工夫が必要であるなどの特徴を記載してございます。

真ん中の遠赤外線放射暖房設備(プロパン方式)では、災害時の対応は灯油と同じ内容でございます。

備考では、年間暖房費は、選考を行った方式の中で最も高くなる。灯油と同様に壁面積に設置する暖房機の温風暖房のため、室内の温度にむらが出る。30年間で1,022万6,000円の維持メンテナンス費がかかる。給排気筒が必要なため、グラウンド側の設置には工夫が必要であるとなってございます。

右側の土壌蓄熱式床暖房(電気方式)では、設備工事費が一番高くなりますが、維持メンテナンス費用がほぼかかりません。災害対応では、土壌に蓄熱されているため3日程度は室温を維持することが可能でございます。停電が長期間に及ぶ場合には、プライトヒーター等の対応が必要となります。

備考では、電力情勢により暖房価格が不安定であること。室内は均一に暖められるため快適な暖房空間となる。暖房機が露出しないため安全性に優れているなどの特徴が記載されてございます。

以上の内容などから、体育館等の暖房方式については、初期費用、運転費用等の経済性において一番安価であるということ。災害などの場合においても暖房されているところを避難所として利用する際のメリットなども大きいことから、土壌蓄熱式床暖房(電気方式)を採用してございます。

次の10ページの上段は、9ページに記載した費用について、30年間のコストとしてまとめたものでございます。

下段の暖房方式検討時の条件を記載しております。

(1)検討時の条件としましては、暖房面積、外気温、室温、暖房期間、使用状況の条件を記載してございます。使用状況としては、学校授業で毎週月曜日から金曜日までの週5日で、時間は7時から15時までの8時間、そのほかの

一般開放では、平成25年度の学校開放の実績から、土日は10時から17時までの7時間、夜間は、週3日で18時から21時までの3時間としてございます。

ちなみに平成25年度は毎週火、木、金で3時間程度、土日については7時間として、6種目6団体の体育館の利用がございました。

(2)は、それぞれの暖房能力について整理したものでございます。遠赤外線暖房機の場合は、1時間あたりに必要な約15万キロカロリーのため8台の暖房機が必要となります。

土壌蓄熱式暖房の場合は、1時間あたりに必要な163万キロワットのため、体育館床下に電熱パネル455枚が必要となります。

次の11ページから12ページは、暖房のランニングコストとして、遠赤外線放射暖房設備の灯油、プロパンガスの年間の暖房費を算定した資料になります。

11ページは、平日の授業利用での算定、12ページは、土日、夜間の一般開放利用での算定をしており、12ページ右側に年間の暖房費を記載しておりますが、灯油は132万5,000円、プロパンガスは204万6,000円の暖房費の算定となります。

次の13ページから14ページが土壌蓄熱式床暖房方式の燃料費の算出資料でございます。

土壌蓄熱敷設容量計算書は、電気暖房の必要となる敷設容量を計算したものでございます。この方式では、一度暖まった空間の熱損失から必要な電気料を算出しております。

まず、体育館の壁、窓、屋根等それぞれの熱損失により、室内の熱損失を算出し、熱付加計算によりパネルの利用を決定しております。

それを踏まえ、15ページのランニングコスト予想計算書により、電力量、電気料金を算定しております。この資料は、平成26年5月に作成されたもので、暖房方式を決める際の資料でございます。この計算書において、年間の電気料は138万2,845円、電力量として、右下にありますとおり、9万5,348キロワットアワーの算定でございます。

次に、16ページを御覧ください。

体育館の暖房方式については、平成26年8月に土壌蓄熱式床暖房方式として決定されましたが、その後、北電の電気料の値上げがあり、電気料金単価を入替え、併せて電気料金を縮減するため、当初の電気契約容量の45キロワット、13キロワットを45キロワット、10キロワットとして再計算した資料でございます。

この際の電気料の値上げでは、電気料金がホットタイム22ロングでは、電気料が11円70銭から15円40銭に3.7円の値上げ、ホットタイム22では、12円19銭から15円89銭に3.7円の値上げでございます。この際の13キロワットから10キロワットに変更したことに伴う電力量の減は4,931.7キロワットアワーで、削減効果は7万1,491円で、電気料金値上げ分は34万4,539円で、差引き24万6,523円の増額となっております。

次の17ページは、大中山小学校年度別電力量、電気料金一覧表でございます。平成28年度以降の数値を表にしたものでございます。

令和3年度の使用電力量は35万6,477キロワットアワーで、対前年比10万5,784キロワットアワーの減。電気料金は822万5,006円で、対前年比81万7,006円の減でございます。

下の表は、平成28年度以降の体育館のみの電力量、電気料金を一覧にした資料でございます。

令和3年度の使用電力量は12万3,033キロワットアワーで、対前年比5万4,983キロワットアワーの減、電気料金は250万4,024円で、対前年比48万4,725円の減でございます。

18ページは、大中山小学校年度別、項目別の電気料金を一覧にしたものでございます。学校の電気料金について、一般使用電気、体育館の暖房、校舎のトイレの暖房、プール、外灯、交流広場ごとに集計したものでございます。

下の表は、令和3年度の各学校の燃料費別の使用量、料金を一覧にしたものでございます。

大中山小学校の燃料費の合計は1,223万

9,556円でございますが、施設面積で割り返した面積になると1,432円ということで、一番安価であります藤城小学校に次いで安い数値となっております。

最後になりましたけれども、大中山小学校改築工事基本設計委託業務、基本設計説明書については、閲覧用として、そちらのほうに設置しておりますので御覧いただきたいと思っております。

次に、町有地売払収入について御説明申し上げます。

財政課から提出された追加要求資料を御覧いただきたいと思っております。

表の一番下にある3の本町3丁目564番6でございます。面積が393.77平方メートル、売払代金は55万5,000円でございます。この土地は、七重小学校校長住宅として利用されていた土地でございます。売払先につきましては、資料に記載のとおりでございます。契約日は、令和3年4月30日。収入日は令和3年5月19日でございます。相手方は、隣地で住宅を所有している方でございます。昭和51年8月に住宅の建設の際に町からこの土地の一部を土地の利用の許可がされ、住宅への入り口への導線となっており、それ以降引き続き利用されているため、契約規則運用方針第2の2の1の規定により、縁故のある者として売却を行うこととしてございます。

なお、土地内には防火水槽、隣地にある町の水道施設用地も含んだことから、分割の上、町で活用しないところを売払ということでございます。

また、今回の売却地においては、教員住宅1棟34.58平方メートル、詳細としては、コンクリートブロック、亜鉛メッキ2階建ての昭和46年に建築した建物がありますことから、その解体費用分、また、測量費用分を除いて売払代金を算定しているところでございます。

以上でございます。

簡単、雑駁でございましたが、教育総務課所管の資料の説明は、以上でございます。

○平松委員長 すいません。教育総務課長、最後に土地の売払の説明をした資料というのは

どれを言っているのか、もう一度説明をお願いしたいのです。

○倍楼教育総務課長 財政課のほうから町有地の売払収入として資料が提出されているところでございまして、その財政課の資料で七飯町全部の販売をまとめたものですから、それを見ていただきたいというものでございます。

○平松委員長 9日に財政課のところで出たもの。

ありがとうございました。

それでは、教育総務課に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

今日、基本設計に携わる資料がそちらのほうに、閲覧ができる状態になっております。閲覧をしてから質問する方がもしいるのであれば、暫時休憩をいたしますけれども、いかがですか。

(「あります」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前11時14分 再開

○平松委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

教育総務課長に対する質疑を引き続き行いたいと思っております。

質疑はありますか。

横田委員。

○横田委員 追加資料の資料1、七飯町育英基金の貸付返済状況についてなのですが、ここの(3)償還額の内訳の中に、滞納繰越し分41万800円ある。(4)の未償還額の内訳の滞納繰越し分で、12名で116万1,600円ということは、(4)は今までの、令和3年度以外の方も入れて111万6,160円という考え方でいいのかということと。

それから、大変くだらないことかもしれないのですが、18ページの大中山小学校の令和3年度の各小中学校の燃料費別使用料というところを見ると、プロパンの使用料を単価で

割り返すと、七重小学校が単価が3,279円とか、大沼の岳陽が1万4,724円とか、七飯中学校が2万1,190円とか、そんな単価になるのですか、この点をお聞きしたい。

もう1点、様式2の1の流用の中の3番目の通信運搬費、峠下地域生徒通学定期券購入、予算不足5万円、同じくスクールバスの運行業務委託料で5万1,000円。峠下小学校で生徒が移ってきて、これというのは大体分かるのではないですか、流用しないでもできるのではないかと思うのですけれども、どうなのか。

同じくスクールバスのほうの業務委託料が不足した内容がよく分からないので説明をお願いしたい。

○平松委員長 教育総務課長。

○倍楼教育総務課長 それでは、お答えしてまいります。

まず、育英基金の関係でございます。(3)は償還金ということで、令和3年度については、全体で200万800円の償還金があって、そのうち、令和2年度まで支払うべきもので、支払ったのが滞納繰越し分として明記されてございまして、その部分で41万800円ということで、8人が償還されているということでございます。

(4)につきましては、未償還額の内訳として、滞納繰越し分としては、令和2年度まで支払うべきもので、総計で116万1,600円、12名分が未償還として残っているというものでございます。

続いて、18ページの資料については、学校ごとの燃料費としてまとめたものでございまして、プロパンの立米数と金額だけ記載しておりますので、その単価がそれぞれ幾らになっているか、私のほうで資料の手持ちがございませんので何とも言えないのですけれども、実際に支払った金額としてこの金額となっているということで御理解いただきたいと思っております。

続いて、様式2の流用の関係でございます。3番目にある峠下地区生徒通学定期券の関係で

ございますけれども、9月に、年度の途中で転校してきたということでございます。私どもとしては、当初予算は、峠下から七飯中学校に通う生徒の分、びちびちで予算を取っていたということから、その際に支払うものがなかったもので、その際に流用させていただいたものでございます。

スクールバス運行業務委託料について、その際に予算不足があったということで流用させていただいたものでございます。

以上でございます。

○平松委員長 横田委員。

○横田委員 ふざけた答弁です。スクールバスの運行業務委託料が不足したのは、業務委託料が不足しましたからと、そういう説明というのはあるのですか。議員を冒瀆しているのではないですか。

峠下のものは、今までの実数でいきますと、当然予算があるはずなのです。それを入れて計算しないというのは、なぜそんなぎちぎちでやらなくてはいけないのか理解できないのです。そのところの説明をお願いしたいということ。

先ほどのプロパンのところ、例えば基本料金がありました。基本料金を入れて、七飯中学校で2立米で5万380円。2立米ということは4.5キロぐらいですよ。年間に4.5キロということは、4キロとすれば、1か月0.3しか使わない。0.3しか使わないものに配管してメーター器つけてやる必要があるのかどうか。もっとお金かからない方法があるではないですか、イワタニにの何とかと。そういうものを使ってやるとか、工夫するという。自分のお金ではないからどうでもいいという感じですね。そういうところを本当に、町民から預かっている税金をきちっと使うということをもっと考えていただきたいと思います。

育英基金の件ですけれども、よく説明が分からないのですけれども、令和3年度の(3)の償還額のうち償還してもらった中で、滞納繰越し分が41万800円払っていただきました。それを除いて116万1,600円残っていますと

いう考え方ですよ。

これってかなり期間が長く払っていただいていないとか、毎年お金が少なくても払っていているという内容になっているのかどうか教えていただきたい。

○平松委員長 教育総務課長。

○**倍楼教育総務課長** それでは、お答えしてまいります。先ほどの流用の峠下地区の定期券とスクールバスの部分、あと、プロパンの料金については、学校教育課の所管の事務に、今回、課を分けたものですから、まとめは私のほうで、小学校関係ということで出させていたのですけれども、詳細は、こちらのほうの答弁ということで、御理解をいただきたいと思っております。

育英基金の関係でございます。今、滞納繰越し分が残っている方が12名いらっしゃいます。要因としては、仕事を辞めた、離職したという方だとか生活保護を受けられたという方がいるのと、少し遅れながらも分納誓約をしていただいている方が5名いらっしゃいます。1年間離職したので1年間だけ猶予してくださいという方が1名いらっしゃいます。そういう中で、何とか遅れながらも払っていただいている方たちでございます。

ただし、2名につきましては、転出後、転居先不明ということで連絡がつかない方もいらっしゃる。ここら辺については、転出先のほうから情報だとか、戸籍の情報などで転居先をしっかりと把握した中で請求してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○平松委員長 若山副委員長。

○**若山副委員長** 1点だけ。共通様式3番目で、対外競技参加費というところがあって、当初予算はゼロです。実際補正で、必要が出てくる都度やったという流れがあって、本来当初予算にきちっと計上してやっていくべきものであると思うのですけれども、こういうやり方を1年間やって、何か不都合というものがなかったのかどうかというのと。結局どのくらいの人数というか団体というか、どのくらい支援した

のか、そこのところをやって、対前年比どういう推移だったのかというところを教えてください。

○平松委員長 教育総務課長。

○**倍楼教育総務課長** 令和3年度におきましては、当初予算なしということでさせていただいております。ただし、6月議会におきまして、300万円を追加で補正しております。7月にも100万円の追加ということで進めてございます。中体連におきましては、7月、8月になりますので、6月の議会で十分間に合ったところでございます。

令和3年度の実績といたしましては、全国大会が七飯中学校の男子卓球部が出場したということで支援をしております。全道大会におきましては8件、七飯中学校の陸上、卓球、新体操、ソフトボール、大中山中学校においては、陸上、卓球、柔道、駅伝、バドミントン等で全道大会に支援しているということでございます。

そのほか渡島地区大会においても七中、大中山中、岳陽学校、それぞれの学校で陸上、バスケット、吹奏楽等で支援をしているということで、大会数としては全部で18大会に対して支援をしているところでございます。

大変申し訳ありません。令和2年度の実績を持ち合わせておりませんので、令和3年度の実績として報告をいたします。

以上でございます。

○平松委員長 ほかに質疑ありませんか。

田村委員。

○**田村委員** 1点だけ。育英基金の貸付けについてですけれども、6人の140万円貸し付けしてありますが、この中で年度途中で貸し付けた人員はどのくらいいるのか教えていただきたいと思っております。

○平松委員長 教育総務課長。

○**倍楼教育総務課長** 令和3年度においては、5名が4月で、5月に1名ということで6名ということでございます。

以上でございます。

○平松委員長 田村委員。

○田村委員 この5月というのは、何か理由があるのかというのと。

それから、令和3年度については、年度途中で柔軟に対応しますという考え方で進んできたのですけれども、具体的にどういった周知をしたのか、そこも併せて教えてください。

○平松委員長 教育総務課長。

○倍楼教育総務課長 お答えしてまいります。

理由としては、このケースについては、令和2年度も町の育英基金を使用している方だったので、申請の時期を失念していたということで、4月末に申請されて5月に決定したということでございます。

年度途中から使えるようになった周知等の対応でございますけれども、町のホームページとか、町のほうでつくっている育英基金のパンフレットにおいて、年度途中でも活用できるといって周知を図っているところがございます。

以上でございます。

○平松委員長 田村委員。

○田村委員 直接町民に対してはホームページぐらいしかないですね、育英基金のものは。要は委員会に来ないと駄目だとか何とかという、それでなければ目にできないと。そういうことを考えると、もっと、例えば広報だとか様々な形で、趣旨というのは、コロナの経済的な部分で大変だということで年度途中という考え方でやっている話ですから、そこら辺もう少し周知の方法というのですか、そこら辺もどうなのかということと。

それから、これについては、今後もずっと年度途中という考え方を堅持していくのか、そこら辺も併せて教えてください。

○平松委員長 教育総務課長。

○倍楼教育総務課長 お答えしてまいります。

委員おっしゃるとおり、これは育英基金を知っていただく、使われた何ぼだというものでございますので、周知については、今はホームページ上でございますが、今おっしゃられた広報だとか、例えば中学生が高校生に上がる段階で学校の子供たちに周知するという方法も、今

後は、知っていただくために広く考えていきたいと思っております。

また、年度途中での対応についても、今後いろいろなケースで年度途中から必要になる方もあると思いますので、そこら辺も柔軟に対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○平松委員長 ほかに質疑はありますか。

上野委員。

○上野委員 2点ほどお願いします。

今、育英基金のことで質問ありましたが、育英基金に関して、七飯町の場合の貸付けは、例えば高校、専修関係と大学、短大と、それぞれ基金の貸付金額が違うのかどうか、それについて、金額を確認したいということと。

それから、育英基金ですから、基本的には利子はかけていないのではないかと思いますのですが、利子はどうなっているのか。

それから、償還は何年でやることになっているのかということと。

先ほど住所不明者も発生したという状況もありますので、最終、回収ができない場合、不納欠損というがこれまであったのかどうか、また、今後はどうなのか、その辺について伺います。

それから、2点目です。ナンバー7の資料のほうなのですが、学校及び教育施設でのPCB廃棄物が発生して、その処理に937万円という大きなお金が使われているわけですが、これに関して、発生源といいますか、どんな状況でこういったPCBの発生があるのか。そしてまた、今後も発生する可能性のあるものなのか、その辺について説明していただきたいと思っております。

○平松委員長 教育総務課長。

○倍楼教育総務課長 それでは、お答えしてまいります。

まず、育英基金の関係でございます。貸付金額につきましては、七飯町育英基金条例を持っていて、その中では、大学等の場合は、私立では月額2万5,000円以内、国公立では2万円以内、私立の高専では2万円以内、国公立

では1万3,000円以内、高校、専修学校では、私立が2万円以内、国公立では1万2,000円以内ということで、貸付金額をそれぞれ定めているところでございます。利子についてはかかりません。

償還の方法ですけれども、10年間均等払いによって償還していただくということで決めています。

不納欠損でございます。最近是不納欠損はございませんが、先ほど申し上げました居所不明だとか、生活保護になっている方たちもいらっしゃいますので、そこら辺の経済状況なんかも調査した中で、支払いができる能力がないということであれば、不納欠損も今後視野に入れながら事務を執行してまいるというところでございます。

続いて、PCBについてでございます。昨年度、PCBということで、各学校の安定器等を保管してございました。教育委員会の施設の分ということで、499個の保管していた安定器を処分するというところでございます。教育委員会が所管する施設の分では、PCBの部分の關係の処理はこれで済みますので、あとはないということで御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○平松委員長 上野委員。

○上野委員 保存していた安定器に関しては処分ということなのですが、今、新しく使っているというか、そういう安定器関係もやはりPCBを含んでいるものが使われているのかどうかについて確認したい。

○平松委員長 教育総務課長。

○倍楼教育総務課長 PCB、以前に検査をして、使えないということで、それを取り除いたものを教育委員会で保管していた分ということでございますので、今の施設についてはPCBに關係するものはないと理解してございます。

以上でございます。

○平松委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 なければ、私のほうから2点ほど質問させていただきます。

まず1点は、大中山小学校の屋体の令和3年度の電気代が250万円、これは前年度までは20度もしくはそれ以上でやっていたけれども、電気代が高いという指摘を受けて17度に設定し、しっかり管理をしたら250万円であったと。

今回頂いた資料のランニングコストの予想計算書16ページの中には、年間の電気代の予想が162万円と書かれております。これと比べると250万円は1.5倍くらいになります。

それと、160万円は最新の電気料金なのか、この160万円自体も既に過去の数字になるのかもしれませんが、言いたいのは、設計当初と開きがあるということは変わらない状況だと思うのですけれども、この現状に対して、これ以上、今まで17度に絞ってきての金額ですから、これ以上絞りようがないと思うのですが、何か対策を練られるのか、これが1点。

それと、今回大分いろいろやり取りをした上で、この数字がやっと出てきたわけですが、当初の予定よりも相当高い金額であったにもかかわらず払ってきているという事実に対して、まず認識がされていなかったということも問題ですし、何か設計会社に、きちんと調査をした上で、設計に問題はなかったのかと、そういう見直しが今まででできなかったのか、少なくとも昨年度の決算審査でもこの質問が出ていますから、例えば令和3年度の予算執行をするときに、きちんと教育委員会は納得してやるべきだったと思うのですが、この2点について御答弁願いたいと思っております。

教育総務課長。

○倍楼教育総務課長 お答えしてまいります。

まず、16ページの資料につきましては、下のほうに備考がありますけれども、※の1で、北海道電力、2015年(平成27年)6月現在の料金体系となっております。また、※の3がありますけれども、電気料の中に燃料調整費だとか太陽光発電の促進賦課金、再エネ賦課金等が賦課されております。その賦課金を賦課された令和3年度の大中山小学校の結果として、

体育館暖房部分として250万4,024円でございますが、この際には賦課金等は含まない計算としておりますので、そこで少し差が出ているということでございます。

また、この表の右のところに北電の電気料を書いておりますが、このときから今の現状を見ると、少し電気料金、基本料金共に上がっている状況であるということでございますので、民生文教常任委員会、また、議会全員協議会の中でお示しした数字で言いますと、大体金額にして1.2から1.3倍ぐらいのところでは落ち着いているところでございます。

続いて、今回、令和3年10月から今年の4月まで、まずは体育館の使用の仕方を含めて調査をさせていただきたいということで調査をしております。それは、支払っている事実もありますけれども、その使い方、コロナだけではないのですけれども、学校としての体育館の使い方として、そこからまず整理をしたほうがいいのではないかとということで進めさせていただきました。その結果が約1.2倍相当の数字になったということでございます。

当然温度の設定を当初の設計時の20度から17度に落としたという要因もあるかもしれませんが、そのほか、例えば体育館のドアについても、活動中であってもしっかり閉めて、体育館の室温を廊下等に逃がさないだとか、コロナで換気も必要な部分はあるのですけれども、必要最低限にするだとかということで、利用者、学校の皆様にも御理解をいただきながら進めてきたところでございます。

あとは、設計の瑕疵があるかどうかという判断なのですけれども、設計の条件と今の利用の条件というの、コロナの状況にあってなかなか、全く同じような状況にはなっていないということもございまして、その要因については、これ以上、判断するための調査というのにはできかねるかなということが率直なところであると思っております。

ただ、今までこういう調査をしないで、ずっと電気料を支払い続けてきたというのは、事務方として、議員のほうから御質問をいただいた

とか、決算時に電気料をまとめたときに高いという認識を持てば、次ぎのアクションとして、それを調査するとか確認するとかの手立があつたことは事実だと思います。そこら辺は事務方がしっかりやってこなかったというのは事務方の落ち度であるのではないかと考えてございます。これを反省しまして、今後は、貴重な税金を、少ない経費で最大の効果を生むために私どももやってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○平松委員長 結局、想定した料金は、ちょっと古いと言えは古いのですが、これは20度を保つための計算で百六十何がしという数字が出てきたわけです。令和3年度に関しては17度に絞り込んだと。ですから、これ以上下げられない状況で運転して250万円かかっていると。想定金額は17度で計算し直しますとまだ落ちると思えます。そうなりますと、今、160万円で250万円を割っていくと1.5倍ぐらいになりますけれども、それ以上の倍率になる可能性があると思うのですが、これは、今さらそれを直せというわけにもいかないでしょうから、今後、設計値と違う値がこれから何十年も続いていくわけなのですけれども、その辺に対して、教育委員会としてのお考えというのをもう一度お聞きしたいと思います。

教育総務課長。

○倍楼教育総務課長 1.5倍というお話ですけれども、162万円何がしにつきましては、先ほど申し上げた賦課金、燃料調整費だとかの賦課金が入ってございませぬので、これを入れると162万円も、今、8月でも合わせて7%ぐらいの賦課金がかかっているのです、当然そこも上がってくるので、1.5倍ということにはならないと思えます。それでも1.2倍とか1.3倍の数値になってしまいますので、そこについては、今つくったものについては、私どもとしては、経費を削減しながら、子供たちの健康を害さない、今の17度の運用をして、そのほかの施設についてもしっかりと経費節減をしてまいりたいということで進めていきたいということ

でございます。

以上でございます。

○平松委員長 賦課金が入っていないというのが160万円ですけれども、昨年度の実績の250万円も賦課金を除いて出したとおっしゃいましたよね。これ賦課金入っているのですか、250万円。分かりました。どちらにしても高い状態がずっと続いていくということには変わりはないのかなと思います。

ほかに質疑ありませんか。

青山委員。

○青山委員 電気料の関係で、先ほどからお話を聞いていると、大中山小学校の体育館に関しては、設定の温度、17度ということ。ちなみに七重小学校はそれと違う。そして藤城小学校はまた違うと。その辺の考え方を、同じ七飯の学校様々ありますけれども、その設定温度というのは同じくできないものなのですか。例えば藤城小学校は、さっき聞いたら15度とか何とかと言っていなかった。学校ごとに、子供たちが寒い思いをしている、またちょっと違うというのはおかしい話ではないかと私は思うのです。その設定温度というのは同じくできないものなのですか。

以上。

○平松委員長 教育総務課長。

○倍楼教育総務課長 そこら辺につきましても、適正な温度というのはあるのですけれども、あとは体育館の古さだとか暖房能力の関係もございまして、改めて学校のほうと、全部が同じ温度にできるかどうかはありますけれども、子供たちが健康で過ごせるような温度ということで進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○平松委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 以上で、教育総務課に対する審査を終了いたします。

教育総務課長、御苦労さまでした。

続きまして、学校教育課の聞き取りを行います。

学校教育課長、よろしくをお願いします。

決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いします。

なお、資料は事前に配付されておりますので、資料の事業決算の具体的な内容については、特段の説明がない限り、「記載のとおり」でよろしいです。

それでは、学校教育課長、お願いします。

学校教育課長。

○柴田学校教育課長 それでは、令和3年度学校教育課の決算状況を御説明いたします。

私からは、現学校教育課分を御説明いたします。

それでは、共通様式ナンバー1、事業名、事務局費(学校教育)は、当初予算額3,453万4,000円、補正予算額789万3,000円、流・充用額マイナス72万5,000円、予算現額4,170万2,000円、支出済額3,023万2,531円、翌年度繰越額1,124万9,000円、不用額22万469円、執行率は99.3%でございます。

補正予算、特定財源、事業目的、主な支出は記載のとおりでございます。

事業間流用として、スクールバス運行費へ8万8,000円、スクールバス運行費(臨時交付金事業)へ63万7,000円で、計72万5,000円を流用しております。

また、翌年度繰越額は、学校保健特別対策事業で1,124万9,000円となっております。

ナンバー2、事業名、事務局費(教育助成)は、当初予算額123万7,000円、補正予算額マイナス7,000円、流・充用額5万円、予算現額128万円、支出済額126万8,550円で、不用額は1万450円、執行率は99.1%でございます。

補正予算、事業目的、主な支出は記載のとおりでございます。

事業間流用として、事務局費(学校庶務)から5万円を流用しております。

次のページ、ナンバー3、事業名、事務局費(臨時交付金事業)は、地方創生臨時交付金による新規事業となります。当初予算額ゼロ円、補

正予算額2,437万6,000円、予算現額2,437万6,000円、支出済額2,435万1,233円で、不用額は2万4,767円、執行率は99.9%でございます。

補正予算、特定財源、事業目的、主な支出は記載のとおりでございます。

ナンバー4、事業名、スクールバス運行費は、当初予算額3,854万2,000円、補正予算額マイナス376万円、流・充用額13万9,000円、予算現額3,492万1,000円、支出済額3,489万9,547円、不用額2万1,453円、執行率は99.9%でございます。

補正予算、事業目的、主な支出は記載のとおりでございます。

事業間流用として、事務局(学校庶務)から5万1,000円、事務局費(学校教育)から8万8,000円を流用しております。

ナンバー5、事業名、スクールバス運行費(臨時交付金事業)は、地方創生臨時交付金による新規事業となります。当初予算額ゼロ円、補正予算額1,068万7,000円、流・充用額63万7,000円、予算現額1,132万4,000円、支出済額1,132万3,136円、不用額864円、執行率は99%でございます。

補正予算、特定財源、事業目的、主な支出は記載のとおりでございます。

事業間流用として、事務局費(学校教育)から63万7,000円を流用しております。

ナンバー6、事業名、学校管理費(小学校)は、当初予算額6,706万4,000円、補正予算額324万2,000円、予算現額7,030万6,000円、支出済額6,500万2,836円、不用額530万3,164円、執行率は92.5%でございます。

補正予算、特定財源、事業目的、主な支出は記載のとおりでございます。

ナンバー7、事業名、児童保健衛生費は、当初予算額558万8,000円、補正予算額マイナス77万9,000円、予算現額480万9,000円、支出済額479万160円、不用額1万8,840円、執行率は99.6%ござい

ます。

補正予算、事業目的、主な支出は記載のとおりでございます。

ナンバー8、事業名、教育振興費(小学校)は、当初予算額1,769万6,000円、補正予算額マイナス72万4,000円、予算現額1,697万2,000円、支出済額1,515万5,966円、不用額181万6,034円、執行率は89.3%でございます。

補正予算、特定財源、事業目的、主な支出は記載のとおりでございます。

ナンバー9、事業名、学校管理費(中学校)は、当初予算額4,075万7,000円、補正予算額619万6,000円、予算現額4,695万3,000円、支出済額4,562万5,986円、不用額132万7,014円、執行率は97.2%でございます。

補正予算、特定財源、事業目的、主な支出は記載のとおりでございます。

ナンバー10、事業名、生徒保健衛生費は、当初予算額234万1,000円、補正予算額マイナス21万円、予算現額213万1,000円、支出済額212万821円、不用額1万179円、執行率は99.5%でございます。

補正予算、事業目的、主な支出は記載のとおりでございます。

ナンバー11、事業名、教育振興費(中学校)は、当初予算額2,235万4,000円、補正予算額マイナス65万4,000円、予算現額2,170万円、支出済額1,785万1,642円、不用額384万8,358円、執行率は82.3%でございます。

補正予算、特定財源、事業目的、主な支出は記載のとおりでございます。

以上で、一般会計の共通様式の説明を終わります。

続きまして、資料について御説明いたします。

様式2、予算流用(5万円以上)及び予備費充用の状況でございます。

ナンバー1の1段目、細節名、通信運搬費は、流用元が事務局費(学校庶務)の旅費、流用

先は事務局費(教育助成)の役務費で、流用額は5万円、転入増によるバス通学定期券の購入費用の不足によるものです。

2段目と3段目、細節名、委託料は、流用元が事務局費(学校庶務)の負担金、補助及び交付金と事務局費(学校教育)の報酬、流用先は、スクールバス運行費の委託料で、流用額は合わせて13万9,000円、スクールバス運行費用の不足によるものでございます。

4段目から6段目、細節名、委託料は、流用元が事務局費(学校教育)の報酬と役務費と使用料及び賃借料、流用先は、スクールバス運行費(臨時交付金事業)の委託料で、流用額は5万円以上のみ合わせて計60万3,000円、スクールバス増車分運行費用の不足によるものでございます。

次に、追加要求資料の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を活用した契約の資料でございます。

財産の借入契約80万円以上といたしまして5契約でございます。

上から1段目と2段目の指導者用デジタル教科書(教材)につきましては、新型コロナウイルス感染症対策等の学校教育活動継続支援事業の指導者用デジタル教科書導入事業として、中学校の国語、社会、数学、化学の1学年から3学年の指導者用デジタル教科書を全中学校に導入してございます。

3段目と4段目の感染症対策に係る学校備品につきましては、新型コロナウイルス感染症対策等の学校教育活動継続支援事業の②感染症対策備品として、加湿空気清浄機やスチームクリーナーを複数の小中学校に購入しております。

5段目のプロジェクターにつきましては、同じく新型コロナウイルス感染症対策等の学校教育活動継続支援事業の④家庭学習等教材購入として、複数の小学校にプロジェクターを購入しております。

続きまして、その他の契約80万円以上でございますが、ナンバー1の5契約は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るスクールバス

等増車運行事業でございます。4月から3月の期間、大沼の市街地方面を運行する40人乗りバスを1台増車しております。

ナンバー2につきましては、1段目の教職員ICT支援研修事業委託業務は、新型コロナウイルス感染症対策等の学校教育活動継続支援事業、③教職員研修委託として、ICT教育に係る教職員の研修を委託、実施しております。

2段目のICT支援員配置事業は、ICT支援員配置事業として、ICT教育に伴う機器の操作、トラブル対応などの支援について委託、実施しております。

以上で、学校教育課の決算状況の御説明を終わります。

○平松委員長 暫時休憩いたします。

1時より再開いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○平松委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

学校教育課長に対する質疑より行います。

稲垣委員。

○稲垣委員 共通様式のナンバー8の9の扶助費とナンバー11の19の扶助費の準要保護の援助費のことについてもう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。

○平松委員長 学校教育課長。

○柴田学校教育課長 それでは、お答えしてまいります。

準要保護、児童生徒の就学援助のことだと思われまじけれども、こちらについては、学用品、宿泊研修、修学旅行もそうですけれども、体育実技用具等に対してこちらのほうで補助を行っているものでございます。

令和3年度の支出につきましては、6月と12月に学用品を支給、宿泊研修、修学旅行は都度支給している状況です。

令和4年度新入学の児童につきましては、令和4年3月に事前支給ということで支出しておりますので、その分も令和3年度の支出になっているところでございます。

令和3年度末の人数でございますけれども、小学校のほうで要保護、準要保護を合わせて計234名、中学校については、同じく令和3年度末時点で、要保護、準要保護を合わせて132名おりますので、こちらの児童生徒に対して支給をしているところでございます。

以上でございます。

○平松委員長 稲垣委員。

○稲垣委員 不用額が出ている分の説明もお願いしていいですか。

○平松委員長 学校教育課長。

○柴田学校教育課長 不用額についてですけれども、こちらのほうは、この数値を積算するときには不用額のほうが出てしまい、それを3月の整理予算のときに落とし切れなかったところでございます。なるべく不用額が少なくなるように精査してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○平松委員長 ほかにありますか。

横田委員。

○横田委員 まずは、先ほど教育総務課で質問した内容のことをお聞きしたいと思いますので。

総務課の資料の一番最後のところの、令和3年度の小中学校の燃料費別使用料のプロパンというところで、各使用料と購入価格というのを、購入価格を使用料で割り返すとかなり数字が、七重小学校で3,179円、大中山小学校で587円、岳陽で4,724円、七飯中学校で2万5,119円というふうにあるけれども、先ほどの1回目の説明は総務課長がしたのですけれども、内容としては、基本料があるかという話だったけれども、無駄なことだと思うのです。

1年間で2立米しか使わないということは、0.469でやると多分4.5ぐらいしか使っていない。それだったら、4.65だったら、普通の家庭でいえば1か月分ぐらいしかないということであるので、もう少し工夫していただけないかということが1点と。

今回の追加の資料の中に出てきました様式2の1のスクールバスの予算不足というのが委託料で5万1,000円、同じく8万8,000

円、33万円、14万2,000円、13万1,000円とあります。これの説明を見れば、令和3年度のその他の80万円契約の中の1ページ目に、大沼交通が普通のスクールバスと、その1なのかその2なのか分からないのですけれども、その3、その4、その5、その6と。これというのは同じ単価ですとってきています、単価契約が。単価契約が出て、何が足りなくて、単価が合わなくてなったものなのか、改めて出勤する日数が増えたのか分かれれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○平松委員長 学校教育課長。

○柴田学校教育課長 それでは、お答えしてまいります。

まず、プロパンの使用料金の関係ですけれども、こちらのほうは、先ほど教育総務課長で答弁したとおり、基本料金というのがあります。それプラス使用量に応じた料金で構成されているものでございます。大中山小学校を除いた学校については、基本的に使い方としては、職員室の給湯ですとか特別教室、家庭科室ですとか理科室で使われているものになるかと思っております。

こちらの金額の大小なのですけれども、基本料金については、町内の学校はほぼ同額になっておりますが、ただ、七重小学校と七飯中学校が基本料金が二口となっておりますので、その点で、基本料金で大きく差が出ているところでございます。使用量については、量はさほどではありませんので、そういったことでトータル的に差がついているところでございます。

効率的な使い方については、委員おっしゃるとおり、使用立米から考えますと、どのような方式がいいのかというのはありますけれども、今のところ授業等でそういった使い方をしてるものですから、もしそれを変えていくとなると、設備的に変えていくのか、別の簡易的なものを使えるのかということになってございますので、その辺は、授業で使うものなので、学校のほうともお話をしなければいけないので、その辺はなかなか現状では難しいかと考え

るところでございます。

スクールバスの件につきまして、共通様式4のほうでスクールバス運行費がございまして、ナンバー5のほうで、臨時交付金事業として、同じくスクールバスの支出をしております。考え方がございますけれども、ナンバー4のほうで、通常のスクールバスの運行になります。これは、今まで、従来この予算で支出してきたものでございます。

令和3年度につきましては、臨時交付金がございましたので、密を防ぐために1台増車しております。スクールバスについては、市街地方面に出ていたり、大沼の各地区に対して、バスの大きさとか、車両の大きさ等で細かく運行してございますけれども、この臨時交付金による増車については、中型のバス1台を増車したものでございます。

契約としては、こういう形で何本かございませぬけれども、全て細かく期間を切っているもので、重複しているものではございません。4月から3月にかけて細かく分けたために契約は細かくなっており、単価等も同じような形となっております。これは、交付金の流れが若干コロナの状況によって不透明だったところと、あとは、コロナの収束状況等によってはバスが不要になる可能性もありますので、このように細かく期間を区切って契約をしてきたところでございます。

あと、流用ということで、スクールバスの運行費のほうで13万9,000円、臨時交付金事業のほうで、事業間流用以外も含めると63万7,000円を流用しております。こちらのほうで何で不足したのかというところでございますけれども、こちらのほうは、当方で整理予算ということで、3月に不要な予算を減額しているところでございますけれども、こちらの予算の整理時に、私ども支出に当たっては伝票で処理しておりますけれども、システムのほうに入力して処理しているところでございます。そちらのほうで支出済額、いわゆるお支払いした金額と、支出負担行為額という、入力した時点で、支出前の予算を確保した金額があるのです

けれども、そちらを勘違いして支出負担行為の、まだ支出をしていない分で減額の判断をしてしまったところでございます。そのため、一部支出分があるものを支出分と勘違いして、形上として現額の幅が大き過ぎたということで、大きく減額し過ぎてしまったところでございます。結果として、最終支払い月について、一月分のうち一部未支払い分の金額が不足したため、やむを得ず流用した形になります。

こちらについては、私どもの勘違いにつき、このような形で流用するような形になってございました。今後、じっくり精査して、このようなことがないように気を引き締めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○平松委員長 横田委員。

○横田委員 プロパンについては、以前からそういう話が出ていたと思うのですが、それは具体的に何もやっていないということと同じだということではないのですよね。新たな方法というのをやったなら、こういう方法、ああいう方法があるというので、議題の中に上げたというものがあるのだったら教えていただきたいということと。

委員長、申し訳ないのですが、臨時交付金で三つの委託金の33万円、14万2,000円、13万1,000円の内訳、明細というのをきちっと、積算と支出済額云々とさっき言っていたのですが、それが分かるような、決定額がこの額になったというものが分かるものを出していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○平松委員長 すみません。横田委員、もう一度お願いします。

○横田委員 様式2のナンバー1の下から三つの流用が出ていた委託料の33万円、14万2,000円、13万1,000円、流用が出たというものが、こういう理由で出た、こういう中身ですというものが分かるものを出していただきたい。

少なくともその他の契約の1を見れば、契約

日が4月1日、6月11日、8月13日、9月30日、12月29日とやっていて、全部この車というのはあくまでも中型バスになっていて、中型バスで単価が変わったわけではないのですよね。何でここのところの臨時交付金で33万円だとか出てくるのか、整合性が分からないものですから、そこが分かるものを出してもらって、御説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○平松委員長 学校教育課長。

○柴田学校教育課長 お答えしてまいります。

先ほどプロパンのところ、私のほうで説明が不足しておりました。プロパンの金額につきましては、令和3年度はこのように支出しておりますが、従前より大中山小学校の件等もございまして、七飯町の総務財政課のほうで町内の全施設についてプロパンの単価を事業者団体と協議の上、統一の価格としております。

令和4年1月以降、令和4年1月から3月分につきましては、七飯町のほうで統一単価で各施設でお支払いしているところでございます。こちらのほうは大口と小口の契約に大きく分けておりまして、それぞれ基本料金は全部一緒、各施設一緒になっておりまして、大中山小学校を除いて、ほかの学校施設は全部小口契約ということで、令和4年1月以降は、七飯町内のプロパンは統一単価で支出されているということで御理解をいただきたいと思っております。

流用の表につきましては、このような金額で、このような形で委託料に入っていると分かるような一覧の表を作成してお渡しする形を取りたいと思っております。

バスについては、同じ単価になってございませぬけれども、こちらのほうは基本は日額の単価となっておりますけれども、こちらのほう、貸切バスの単価というのが運輸局のほうで決まっております。上限額、下限額がありますけれども、その単価により、同じ内容で運行しておりますので、このような形で契約をしたところでございます。

不足につきましては、単純に積算しておりますので、通常どおり整理予算で減額していればそ

のままだったと思うのですがけれども、先ほども御説明したとおり、当方の勘違いから金額を多く整理予算で減額してしまいました。その結果として不足金額が生じて、単純に足りなくなった分を事業間予算ということで、他の事業から集めて支出したところでございます。基本的に流用等がなくお支払いできるのが基本と考えておりますので、このような形でお支払いすることになったことを、こちらのほうでもこのようなことがないように気を引き締めてまいりますので、重ねて御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○平松委員長 横田委員。

○横田委員 ちょっと話が合っていないのですが、どっちにしろ、流用とスクールバスの件というのは、単価が決まっているのだったら何で流用が出てくるのか分からないし、少なくとも、それをチェックするのが、担当者がいて、その上に係長がいて課長がいて、あなたたち何人かで管理しているのではないですか、それでなかったら係長も課長も意味なくなってくるのではないですか。間違いを何でそこで探せなかった。同じことを何回繰り返しているのですか、おかしいのではないですか、言っていること。

それから、プロパンのことを言ったのは、余りにも数量が1年間にたった4キロか5キロしか使わないものだったら、わざわざガスメーターつけて、基本料金払って高い金額を払う必要があるのかということ、僕が聞いているのです。それに代わる方法というのは、今だったら5キロ容器なんて直接コンロにつけられるのです。余計な金がかからない。5キロの使用料、例えば400円だったら2,000円で終わるのです。500円だったら2,500円です。こんな高い金かけていいのですかということ、僕は言いたかったのです。そういうことは簡単にできる話だし、室内に設置しても構いませんと国の法律で決まっています。そういうことを検討しましたかと僕は聞いているのです。

以上です。

○平松委員長 学校教育課長。

○柴田学校教育課長 金額につきましては、委員のおっしゃるとおり、担当者がいて、係長がいて課長がいてという中でチェックが甘くなったというところは、御指摘のとおり、耳の痛いところでございます。

一月分のスクールバスの運行費用につきましては、通常のスクールバスの運行費は大体250万円以上を超える形、260万円前後。臨時運行の分につきましても、一月当たり約100万円程度の支出になってございます。そちらのほうで、先ほども御説明したとおり、勘違いから大きく減額してしまったというところで、申し訳なかったところでございます。

プロパンの検討につきましては、現在、そういったことでしておりませんが、今、私のほうも不勉強で、仕組みがちょっと理解していないところでございます。学校の授業とかで使っている部分もありますので、このところではっきりと実施の有無について回答できないのですが、こちらのほうの研究させていただきたい思うところでございます。

以上でございます。

○平松委員長 ほかに質疑はありますか。

池田委員。

○池田委員 スクールバスの件なのですが、すごく数字的に、金額的に大きいような気がしまして、これは生徒1人当たり、生徒がみんな乗っている感覚になっているのですか。本当に近い人も乗っているのか、それとも1台幾らで借り入れているのか、子供の通学の許容キロ数というのがあります。ちなみに、歩いて登校するなり、自転車で登校している人もいるという話も以前聞いた、バスを待っているより早いというので、そういう部分は教育委員会のほうで見ているのだろうか。そしてまた、追加の5万円とかと書いてはいるけれども、このあたりは、そういうのも加味して受けているのかと思って。追加で5万円とあるでしょう。今回、コロナ対策で追加の予算が結構出ています。そういう場合、みんなバスの利用をしているのか、していないのか。ただ単にバスを人数分だ

け割り当てているのではないかなという。大沼の人たちの声を聞くと、そういうところがあって、その辺教えてください。みんなが乗っているのか。

○平松委員長 学校教育課長。

○柴田学校教育課長 スクールバスにつきましては、大沼岳陽になる前から中学校のほうで運行しておりました。そのときは、校区内に小学校が各地に点在しているものですから、遠い生徒もいるということでスクールバスを活用して学校に登校していたところでございます。大沼岳陽学校に統合するに当たって、校区全部、小学校がなくなりましたので。以前は、中学校のみが、旧西大沼地区の子供たちが使っていたところでございます。

ただ、大沼岳陽に統廃合になるに当たって、小学生についてもバスを使用するような形となっております。学校ともお話をしておりますけれども、現時点では、大沼岳陽に通っている前期課程、後期課程どちらも合わせて、ほぼスクールバスを利用していると聞いております。

ただ、学校にかなり近いお子さんたちは歩きだったりということで通学していますけれども、結構、ほぼ大部分がバスを利用していると聞いております。こちらのほうは、毎年、教頭先生のほうで、子供の住んでいる場所とかも変わりますので、そういったことで児童生徒の状況を把握して、ルートを細かく変えたり、毎年対応しているところでございます。

以上でございます。

○平松委員長 池田委員。

○池田委員 帰る時間だとか、部活、定時に帰る時間、朝はみんな一緒だと思うのです。夕方になったらそれなりにバスが待機して、部活の終わった時間、平常時、小学校の終わる時間、中学校の終わる時間、そういうときに走らせて、全員が乗っているということでのいいのですね、全員が。

○平松委員長 学校教育課長。

○柴田学校教育課長 運行に関しては、まず、登校便ということで、朝、登校のときの便が1便でございます。下校については、前期、後期で

通学時間が変わりますし、また、部活の生徒もおりますので、下校は2便と、そのほかに部活便ということで1便出しているところです。

全員かという、私どものほうで今、人数の把握はしていないのですけれども、ただ、学校のそばの生徒を除いて大部分がバスを利用しているということで御理解いただきたいと思いません。

以上です。

○平松委員長 池田委員。

○池田委員 何でこんなにスクールバスの件で聞くかといったら、ここではないですけれども、先般、本州のほうの幼稚園でたびたびそういうような事故がありまして、これから日暮れも早くなる、通学時にバスに乗れなくて事故ってしまったとか、引かれしまったとか、そういう事故があった場合は、やはり行政としても責任問題がありますので、そういうスクールバスを出しているのであれば、必ず乗るようにしてもらわなければ、何のためにスクールバスを出しているのか分からないので、その辺の指導徹底、事故が起きた場合もありますので、指導徹底してもらえればと思います。

○平松委員長 学校教育課長。

○柴田学校教育課長 今、委員からお話があったとおり、痛ましい事故が起きておりまして、私どものほうも、あの事故の直後に運行会社のほうにお話をし、このようなことがないように確認のお電話をしております、運行会社のほうでも確認して運行しているということで、こちらのほうでも指導をしているところでございます。

あと、歩きの児童生徒については、本当に学校の至近の子供はいると思いますので、そういう子供はあれですけれども、基本的には乗るように、希望が出ているということで、御理解いただきたいと思いません。

以上です。

○平松委員長 ほかに質疑ありますか。

川村委員。

○川村委員 共通様式のナンバー6の18、負担金の日本スポーツ振興センターの負担金と、

同じく中学校のほうですけれども、ナンバー9の18の日本スポーツ振興センター負担金なのですけれども、改めて確認なのですが、この金額について、児童生徒の人数でこういう金額になっているものなのか、それがまず1点。

あと、使用用途、前に聞いたとき、けがとかの保険か何かだったかと思うのですけれども、使用用途、このいうように使われるために負担していますという、それが2点目。

3点目が、歳入のほうでも両方とも、令和2年、令和3年で何十万円かずつ入っているのですけれども、これの仕組み、負担金払っているのに歳入で来ている部分があるので、こういうことでこういうふうに入ってきていますと、その辺の仕組みというのか、流れについて教えてください。

3点。

○平松委員長 学校教育課長。

○柴田学校教育課長 スポーツ振興センターの負担金でございます。こちらについては、児童生徒につきまして、学校管理下における、いわゆるけが等に対して、医療機関にかかった分に対しての補償ということになってございます。

金額については、スポーツ振興センターという財団がございまして、そちらのほうに1人当たり920円を支払う形になっておりまして、仕組みとしては、920円掛ける人数で負担金が支出されているところでございます。

仕組みについては、920円のうち、学校設置者、いわゆる七飯町と保護者で2分の1ずつ負担する仕組みになってございます。こちらのほうは全国共通の仕組みになってございます。ということで2分の1ずつ負担をしておりますが、こちらのほうは任意加入となっております。学校としては保護者に加入の意思を確認して、その金額を全額一括支払いしているところでございます。先ほど半分を保護者のほうで負担ということで御説明したとおり、残りの半分については学校のほうで現金を集める形になっております。現金を集めて、その分を集約して七飯町のほうに納入することになってございます。

歳入のほうで、3年度分、2年度分ということで出ておりますけれども、こちらのほうもおおびをしなければいけないのですけれども、保護者から集めた金額は歳計外の会計のほうに納入されます。歳計外というのは、一時的に金額をプールする会計となっております、例えば公営住宅の、後々お返しする敷金ですとか、税務署にお支払いする税金ですとかを、こちらのほうで働いている職員、そういったものを一時的にそこに入れて、後に支払う、戻すような形となっておりますけれども、令和2年度に入れた金額を、一般会計の負担金のほうに移す伝票処理がございました。そちらのほうは令和2年度に失念しております、令和2年度分も合わせて令和3年度に納入した形となっております。ということで、歳入のところで、通常ですと、令和3年度分と記載しておりますけれども、本来であればこの分のみとなったところでございますが、そういった事情から令和2年度分も令和3年度に合わせて伝票処理させていただいたところなんです。こちらのほうも、こちらの確認というか、業務の中で失念したところがございますので、このようなことがないように気を引き締めてまいりたいと思います。

スポーツ振興センターの関係でございますけれども、加入状況としては、数名を除いてほぼ全員が加入している形になってございます。5,000円以上の金額が対象になりますけれども、医療機関等にかかった場合に、その分が保護者のほうに支出されるという形になってございます。

以上でございます。

○平松委員長 川村委員。

○川村委員 1人920円というのは、小学校も中学校も同一の金額なのかというのが1点と。

保険対象というのは、あくまでも学校内の部分だけ発生するのか。例えば放課後、何かでけがしたという部分も保険の対象になるものなのかというのが1点と。

歳入で来ている部分の金額というのは、負担金の2分の1なのか、大体2分の1ぐらいなの

だけども、きっちりとした金額ではないので、歳入で来る分の金額というのは、どういう計算方法なのか教えてください。

○平松委員長 学校教育課長。

○柴田学校教育課長 お答えします。

私、先ほど920円とお答えしましたが、一部忘れていました。920円が保護者と学校設置者で負担する分でございます、プラス15円というのが、いわゆる免責の負担金というのがあります、こちらのほうが支払いするのが合わせて935円になってございます。15円というのは、学校設置者のほうで負担する形なっていますので、幾分保護者のほうが少なく払う形なので、端的にこの数字がずれてくる形になりますので、単純に人数掛ける920円の半額、460円という形になってございます。金額については、小学校、中学校とも同じ金額となっております。こちらのほうは、財団側の規約で決定しております。

けがについてですけれども、基本的に学校管理下というところで、いろいろあるのですけれども、例えば通学時、学校に行く途中ですとか帰りですとか、そういったときに例えば転んで転倒してけがをした、骨折した、そういったときも基本的に入るという形になりますので、御理解よろしくお願いいたします。

以上です。

○川村委員 歳入の金額、もう一度お願いします。

歳入で入ってきている金額というのが、今言っている、負担金の2分の1ぐらいになっているのかと思ったのですけれども、歳入で入ってくる金額がどういう計算方法で入ってきているのか確認したかったのです。単純に負担金の半分が毎年戻りますとなっているものなのか、その辺の計算方法。

○平松委員長 学校教育課長。

○柴田学校教育課長 私の説明が足りなくて申し訳ございませんでした。保護者の負担分920円の半額、460円掛ける人数分が保護者から頂く形となっております、学校のほうで集約して七飯町に納入される形になってございま

す。

以上です。

○平松委員長 ほかに質疑はありますか。

若山副委員長。

○若山副委員長 1か所だけになるのですけれども、共通様式ナンバー3と、財産の借入契約80万円以上のものと併せてなののですけれども、ナンバー3で教具備品購入費として366万80円と、こちらの80万円以上の買入状況を見ると、指導者用デジタル教科書(教材)ということで、契約者名が2者あって、同じ金額が並んでいるのですけれども、これは同じものを両者から分けて購入しているのかどうかということで、このように分かれているのはどういうことなのかというのと。

それと同じ、その他の契約80万円で、一番最後のところに教職員ICT支援研修と委託業務とかがあって、2行あるのですけれども、これも1者だけの契約なののですけれども、こういう場合の価格の妥当性というのですか、ほかに業者がないのかどうかの検証というのですか、その辺のところをどのように確認しているのか。こういうような業務で、金額が高いのか安いのかは個人的には分からないのですけれども、その辺の検証はどのようにされているのかだけ教えてください。

○平松委員長 学校教育課長。

○柴田学校教育課長 まず、共通様式ナンバー3の教具備品購入費についてでございます。こちらのほうは366万6,080円支出しております。その内訳としては、追加要求資料のナンバー1の指導者用デジタル教科書、同額ですけれども、合わせた金額ということになってございます。こちらについては、内容としては、全く同じものを同じ数量購入した形となっております。

どのような形で業者が分かれているか御説明いたしますと、こちらのほうは、デジタル教科書ということで、紙でなく、端末、クロームブック等で使用する教科書でございますが、こちらのほうも扱いは教科書ということで、共通の取次業者が決まっております。七飯町の場

合、大沼地区と大沼地区以外の区域で分かれていますので、それぞれその区域で指定されている事業者から購入したという形となっております。その事業者が現在も変わりませんが、この2事業者というところでございます。

ICTの支援研修事業委託業務と支援員配置事業委託業務でございますけれども、こちらのほうは、支援研究事業委託業務が、委託期間が11月30日までとなっておりますけれども、こちらのほうは、当方でGIGAスクール構想に伴う、各学校にWi-Fi環境を整えて、1人1台端末による学習を行っているところでございますけれども、こちらのほうは令和2年度に導入して、令和3年度から本格運用されているところでございます。

ただ、そういった中で、実際に授業を行っていく中で、当然の機器の操作がなかなか難しい場合もあります。学校の教職員も習熟度というのが変わりますので、そういった意味で、教職員のほうにタブレットの使い方ですとか、授業にとってどういうことで使えるか、そういったものを含めて研修を行っているところでございます。単純操作に加えて、授業としてどういうふうにやっていくかといったことも含めて、提案も含めて、教職員に対しての研修を行っているところでございます。

二つ目の支援員配置については、今説明した部分、1年間通して、機器の細かなトラブルが発生いたしますので、動かなくなったですとか、電子機器ですのでそういったトラブルがありますので、そこに教職員が時間を取られてしまうと授業する時間が圧迫されることとなります。教育委員会のほうでも対応しかねるところでございますので、細かい電子機器について支援を行える事業者に対して、支援員を配置ということで、対応できるように整えたところでございます。

両者ともに、こちらのほうは町内業者と1者随意契約しておりますけれども、こちらのほうは、クロームブックを各学校に配置している、1人1台端末のクロームブックの納入業者でも

ありまして、Google社からリスナーとしてパートナー認定されている事業者でございます。そちらのほうのGoogleの管理コンソールとか、管理者の権限ですとか、設定とか支援、保守が可能な唯一の町内業者として選んでいるところがございます。契約に当たっても、内訳として、単価等、人工等がございますので、そういったものをこちらのほうで検討して契約しているところがございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○平松委員長 若山副委員長。

○若山副委員長 業務の内容とか必要性とかは十分よく分かるのですけれども、今のICTの研修業務でいくと、この業者が、機械購入と同時にセットであれしているということなのか、ここしかないのかどうかというところだけ確認したかったのです。七飯の業者で、ここしかないという考え方でいいのでしょうか。

価格の妥当性とか何とかというのは、さっきの教科書の取次ぎでいくと、これは全国どこでも買っても同じ金額なのかと思うのですけれども、たまたま同じ金額で、分かれるので何でかと思って質問したのですけれども、この委託研修とかの金額の妥当性と、この会社だけしかないのか、そここのところの決め方というのですか、先ほどパートナー認定を受けていると、非常にしっかりしたところなのかと思うのですけれども、その辺の考え方を教えてください。

○平松委員長 学校教育課長。

○柴田学校教育課長 お答えしてまいります。

納入業者だから契約したというところではなく、納入業者でもあり、先ほどお話ししたとおり、Google社からパートナー認定もされているということで、端末の設定ですとか、そういった整備、支援、保守が可能な業者としては唯一の町内業者として把握してございます。

以上でございます。

○平松委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 ありがとうございます。

質疑を終わります。

以上で、学校教育課に対する審査を終了します。

学校教育課長、御苦労さまでした。

次に、生涯教育課の聞き取りを行います。

生涯教育課長、お疲れさまです。

決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いします。

なお、資料は事前に配付されておりますので、資料の事業決算の具体的な内容については、特段の説明がない限り、「記載のとおり」でよろしいです。

それでは、生涯教育課長、お願いします。

生涯教育課長。

○竹内生涯教育課長 それでは、令和3年度生涯教育課の決算状況について御説明をさせていただきます。

それでは、共通様式ナンバー1、事業決算名、社会教育総務費は、当初予算額35万6,000円、補正予算額マイナス18万2,000円、予算現額17万4,000円で、支出済額16万1,794円、不用額1万2,206円、執行率は93.0%でございます。

補正の主なもの及び事業目的、支出の内容については記載のとおりとなっております。

続きまして、ナンバー2、事業決算名、生涯学習事業費は、当初予算額74万3,000円、補正予算額マイナス13万円、予算現額61万3,000円、支出済額57万6,049円、不用額3万6,951円、執行率は94.0%でございます。

補正の主なもの、歳入及び事業目的、支出の内容については記載のとおりとなっております。

次に、ナンバー3、事業決算名、町内会館振興費は、当初予算額155万円、補正予算額マイナス28万9,000円、予算現額126万1,000円、支出済額は126万1,000円、不用額はなく、執行率は100%でございます。

補正の主なもの及び事業目的、支出の内容については記載のとおりでございます。

次に、ナンバー4、事業決算名、生涯教育公

用車管理費は、当初予算額76万1,000円、補正予算額マイナス3万円で、予算現額は73万1,000円、支出済額69万3,008円、不用額3万7,992円、執行率は94.8%でございます。

補正の主なもの及び事業目的、支出の内容につきましては記載のとおりとなっております。

次のページになります。ナンバー5、事業決算名、文化振興費、当初予算額6万3,000円、補正予算額は246万4,000円、予算現額252万7,000円、支出済額は252万4,684円、不用額2,316円、執行率は99.9%でございます。

補正の主なもの、歳入及び事業目的、支出の内容については記載のとおりとなっております。

続きまして、ナンバー6、事業決算名、文化講座事業費は、当初予算額8万6,000円、補正予算額は218万5,000円、予算現額227万1,000円、支出済額は224万8,398円、不用額2万2,602円、執行率は99.0%でございます。

補正の主なもの、歳入及び事業目的、支出の内容については記載のとおりとなっております。

続きまして、ナンバー7、事業決算名、図書室管理費は、当初予算額67万1,000円、補正予算額11万4,000円、予算現額は78万5,000円、支出済額が78万1,905円、不用額は3,095円で、執行率は99.6%でございます。

補正の主なもの、歳入及び事業目的、支出の内容については記載のとおりとなっております。

次のページになります。ナンバー8、事業決算名、公民館管理費は、当初予算額357万1,000円、補正予算額172万4,000円で、予算現額は529万5,000円、支出済額は463万1,937円、不用額は66万3,063円で、執行率は87.5%でございます。

補正の主なもの、歳入及び事業目的、支出の

内容については記載のとおりとなっております。

続きまして、ナンバー9、事業決算名、文化センター管理費は、当初予算額6,374万8,000円、補正予算額44万4,000円、予算現額は6,419万2,000円、支出済額は6,309万5,885円、不用額は109万6,115円で、執行率は98.3%でございます。

補正の主なもの、歳入及び事業目的、支出の内容については記載のとおりとなっております。

それでは、次のページになります。ナンバー10、事業決算名、文化センター管理費(臨時交付金事業)は、コロナの感染対策ということで、地方創生臨時交付金を活用した事業となっております。当初予算額はゼロ円で、補正予算額297万6,000円、予算現額は297万6,000円、同額で、支出済額は297万5,500円、不用額は500円で、執行率100%となっておりますが、99.9%の間違いでございます。訂正をお願いいたします。99.9%となっております。

補正の主なもの及び事業目的、支出の内容については記載のとおりとなっております。

次に、ナンバー11、事業決算名、大中山コモン管理費は、当初予算額1,290万円、補正予算額160万2,000円、予算現額は1,450万2,000円、支出済額は1,368万819円で、不用額は82万1,181円、執行率は94.3%でございます。

補正の主なもの、歳入及び事業目的、支出の内容については記載のとおりとなっております。

続きまして、ナンバー12、事業決算名、大中山コモン管理費(臨時交付金事業)は、こちら文化センターと同じく、コロナの対策のための地方創生臨時交付金を使った事業となります。当初予算額ゼロ円、補正予算額515万9,000円、予算現額は同額の515万9,000円、支出済額は515万9,000円、同額で、不用額ゼロ円、執行率100%となっております。

補正の主なもの及び事業目的、支出の内容につきましては記載のとおりとなっております。

それでは、次のページに移ります。ナンバー13、事業決算名、大沼婦人会館管理費は、当初予算額778万3,000円、補正予算額マイナス27万7,000円、予算現額は750万6,000円、支出済額は630万3,611円で、不用額は120万2,389円、執行率は84.0%でございます。

補正の主なもの、歳入及び事業目的、支出の内容につきましては記載のとおりとなっております。

次に、ナンバー14、事業決算名、大沼婦人会館管理費(臨時交付金事業)、こちらもコロナの対策の交付金事業でございます。当初予算額ゼロ円、補正予算額233万2,000円、予算現額233万2,000円、支出済額も同額の233万2,000円で、不用額ゼロ円、執行率100%となっております。

補正の主なもの及び事業目的、支出の内容については記載のとおりとなっております。

次のページになります。ナンバー15、事業決算名、社会教育施設管理費でございます。当初予算額805万円、補正予算額は249万7,000円、予算現額1,054万7,000円、支出済額は933万2,560円、不用額は121万4,440円で、執行率88.5%でございます。

補正の主なもの、歳入及び事業目的、支出の内容につきましては記載のとおりとなっております。

次に、ナンバー16、事業決算名、文化財保護費は、当初予算額104万4,000円、補正予算等はなく、予算現額、同額の104万4,000円、支出済額は89万5,923円、不用額は14万8,077円、執行率は85.8%でございます。

歳入及び事業目的、支出の内容については記載のとおりとなっております。

次のページです。ナンバー17、事業決算名、歴史館管理費でございます。当初予算額9

79万4,000円、補正予算額47万6,000円、予算現額は1,027万円、支出済額1,001万7,179円で、不用額は25万2,821円、執行率は97.5%でございます。

補正の主なもの及び事業目的、支出の内容については記載のとおりとなっております。

以上で、一般会計の共通様式の説明を終わります。

続きまして、様式1の事務事業予算、全額未執行、細節5万円以上の状況について御説明をさせていただきます。

全額未執行につきましては、1件となっております。科目は10款4項3目7節報償費で、事業名、大沼婦人会館管理費の施設の維持管理費、報償費で、こちら未執行額は17万円でございます。未執行の理由としましては、昨年度は、例年に比べまして降雪量が少なかったため、大沼婦人会館の屋根の除排雪作業がなかったため全額未執行という状況となっております。

生涯教育課の決算状況の説明については、以上でございます。

○平松委員長 ありがとうございます。

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 質疑を終わります。

以上で、生涯教育課に対する審査を終了します。

生涯教育課長、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

2時10分より再開いたします。

午後 1時58分 休憩

午後 2時10分 再開

○平松委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、スポーツ振興課の聞き取りを行います。

スポーツ振興課長、お疲れさまです。

決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いします。

なお、資料は事前に配付されておりますので、資料の事業決算の具体的な内容については、特段の説明がない限り、「記載のとおり」でよろしいです。

それでは、スポーツ振興課長、お願いします。

スポーツ振興課長。

○高橋スポーツ振興課長 それでは、令和3年度スポーツ振興課の決算状況について御説明申し上げます。

共通様式ナンバー1、事業名、スポーツ振興総務費でございます。当初予算284万4,000円、補正予算額130万5,000円で、予算現額414万9,000円、支出済額357万3,360円、不用額57万5,640円、執行率は86.1%でございます。

補正予算、歳入、事業目的、主な支出は記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバー2、事業名、スポーツ合宿事業費でございます。当初予算はなく、補正予算額は235万8,000円で、予算現額235万8,000円、支出済額は233万8,042円、不用額は1万9,958円、執行率は99.2%となります。

補正予算、事業目的、主な支出は記載のとおりとなります。

続きまして、ナンバー3、事業名、体育施設公用車管理費でございます。当初予算56万9,000円、補正予算額はマイナス12万2,000円、予算現額は44万7,000円で、支出済額は41万3,956円、不用額は3万3,044円、執行率は92.6%となります。

補正予算、事業目的、主な支出は記載のとおりとなります。

続きまして、ナンバー4、事業名、体育施設管理費でございます。当初予算3,257万7,000円、補正予算額は360万6,000円で、予算現額3,618万3,000円で、支出済額は3,512万323円、不用額は106万2,677円、執行率は97.1%となります。

補正予算、歳入、事業目的、主な支出は記載のとおりでございます。また、施設全体の内訳

と施設ごとの需用費内訳を記載しております。

続きまして、ナンバー5、事業名、体育施設管理費(臨時交付金事業)でございます。当初予算はなく、補正予算額は、369万6,000円で、予算現額、同額の369万6,000円で、支出済額も同額です。執行率は100%となります。

補正予算、歳入、事業目的、主な支出は記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバー6、事業名、パークゴルフ場指定管理費でございます。当初予算837万2,000円、補正はマイナス1万9,000円、予算現額は835万3,000円、支出済額も同額で、執行率は100%でございます。

補正予算、事業目的、主な支出は記載のとおりでございます。

説明は、以上でございます。

○平松委員長 ありがとうございます。

これより、質疑を行います。

上野委員。

○上野委員 1点、ナンバー2のスポーツ合宿誘致の件です。12万9,000円の誘致活動をして、どのくらいの成果があったのかという形でお聞きしたいのですけれども、成果として、例えば誘致活動をしたところの相手が何か所あって、そのうち何か所が参加したのか。

そしてまた、参加したチームの評価といえますか、どういう感想が出ているのか、その辺についてお伺いしたい。

○平松委員長 スポーツ振興課長。

○高橋スポーツ振興課長 誘致活動したチームにつきましては、今回来ました5チーム全てでございます。当初、陸上合宿につきましては9チームの予定していましたが、コロナ禍におきまして4チームがキャンセルしてございます。

陸上チームからの要望といたしましては、陸上トラックが近場にあるといいという要望等は来てございます。

評価につきましては、交通量が少ないことによって、信号が少ないというのが一番なのですが、選手が安心して練習できるということが最大のメリットと考えております。

以上です。

○平松委員長 上野委員。

○上野委員 去年は9チームぐらい来ていたということで、今回は半分くらいになったということなのですが、期間も限れた範囲内でやることとなりますので、従来の9チームという数字は、今の施設の活用状況の中では、かなり目いっぱいに近いのかどうか、その辺についてちょっと。

○平松委員長 スポーツ振興課長。

○高橋スポーツ振興課長 お答えいたします。

期間が夏場に集中するものですから、宿泊施設と、一番苦慮しているのが、来たときにお貸しするレンタカーなのですが、皆さん希望するのが10人乗りだとか8人乗りのレンタカーを希望しております、夏季期間になりまして、観光シーズンでもありますので、レンタカーの確保について一番厳しいところでございます。

以上です。

○平松委員長 ほかに質疑ありますか。

田村委員。

○田村委員 1点だけ。スポーツ振興補助の関係ですけれども、令和3年、それ以前は従来どおりと言えればおかしいのですけれども、令和3年から全道大会には1万円、全国大会には2万円という、餞別的なものに改正があったということですが、令和3年では実際に何人、14件と書いていますけれども、全道大会、全国大会のそれぞれの人数と。

それ以前であれば、14件、私は結構かかっていたのではないかと思いますので、以前と比較してどのぐらい経費節減になっているか、そこら辺、分かれば教えていただきたいと思えます。

○平松委員長 スポーツ振興課長。

○高橋スポーツ振興課長 お答えいたします。

全道大会、全国大会の参加人数ですけれども、全国大会につきましては、令和3年度は2件で、選手5名、監督1名でございます。合わせて12万円を支出してございます。

全道大会につきましては、12件、26名の選手に対して39万2333円支出してございま

す。

以前のスポーツ振興補助金でいきますと、全道大会で、今回12万円支払っていますけれども、基準に合わせると15万7,310円。全道大会につきましては、42万613円に対して39万2333円の支出となっております。合計で54万7,343円ということで、比較して12万1,930円が縮減されているところでございます。

以上です。

○平松委員長 田村委員。

○田村委員 それぞれ出しておりますけれども、縮減が12万円と、それだけ保護者というか子供たちの負担になっている。今非常に経済状況も厳しい中で、12万円も保護者にかぶさっているということを考えると、以前に戻す考えがあるかどうか、そこら辺だけ聞かせてください。

○平松委員長 スポーツ振興課長。

○高橋スポーツ振興課長 お答えいたします。

全道大会でいきますと、今まで公共交通機関を使わなければ交通費が出なかったところが、今は車のガソリン代等を算出することによって、限度額の1万円を支払えることになっており、全道大会におきましては、現在の補助金のほうが有利な状態でございます。

全国大会におかれましては、一律2万円ですが、近場の県でも遠くの県でも、一律2万円ということで負担の差が大きく出る部分がありますので、そこは今後検討していきたいと考えております。

全体でいきますと、全道大会に行くと以前より多くなる形で、全国大会になると、以前の基準からいくと少なくなる予定です。今言っているのは、あくまで少年団だとかママさんバレーだとか、そういう団体です、これが学校の対外競技から移った部分もありまして、部活動をやっている方につきましては、今まで全額出たのが基準に当てはめられて算出されるので金額は極端に減っているような状況です。

以上です。

○平松委員長 田村委員。

○**田村委員** 考え方としては、全道、全国において、七飯町の看板を背負っていくのです。全国の中では、七飯町というとてもない名前を売っているのです、子供たちが。そういうことを考えると、町も極力父兄の負担を軽減しながら、子供たちに頑張ってもらおうと。大いに七飯町という看板を背負って頑張ってもらおうというようなことを考えれば、もう少し。特に、話を聞くと、道はそこそこかも知れないですけども、全国においては、見直しをするなど、もう少し手厚い支援を考えたほうがいいのではないかと思いますけれども、そこら辺もう一度お願いします。

○**平松委員長** スポーツ振興課長。

○**高橋スポーツ振興課長** 貴重な御意見ありがとうございます。子供の全国大会につきましては、保護者も随行するパターンが多くて、子供の分は少しでも多く支払っていけるように検討させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○**平松委員長** ほかに質疑はありませんか。

若山副委員長。

○**若山副委員長** 1点だけ。共通様式ナンバー4のところ、体育施設管理費とあるのですが、たくさんある中で、トルナーレについて、令和3年度はどのくらい利用されたのかというところで、どういうチームとか、どういう大会でこれだけ使ったということで、もしあれば報告いただきたいと思います。

○**平松委員長** スポーツ振興課長。

○**高橋スポーツ振興課長** お答えします。

トルナーレにつきましては、各種大会等がほとんど中止になっておりまして、ほとんどが貸し館でございまして、そちらのほうの資料につきましては、今手元にございませんで、後ほど提出させていただきたいと思います。

○**平松委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**平松委員長** 質疑を終わります。

以上で、スポーツ振興課に対する審査を終了します。

スポーツ振興課長、御苦労さまでした。

次に、学校給食センターの聞き取りを行います。

学校給食センター長、お疲れさまです。

決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いいたします。

なお、資料は事前に配付されておりますので、資料の事業決算の具体的な内容については、特段の説明がない限り、「記載のとおり」でよろしいです。

それでは。学校給食センター長、お願いします。

学校給食センター長。

○**福永学校給食センター長** それでは、令和3年度学校給食センターの決算状況についてですが、御説明の前に一部訂正がございます。

共通様式ナンバー1の事業決算の具体的な内容などの下から4行目、準要保護児童生徒の給食扶助費の対象人数が343人となっておりますが、集計に誤りがあり、対象人数は350人で行いました。訂正をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

それでは、御説明してまいります。

共通様式のナンバー1、10款教育費5項保健体育費2目学校給食費、事業決算名、学校給食センター運営費でございます。当初予算額1億6,283万4,000円、補正予算額マイナス348万8,000円、予算現額は1億5,934万6,000円、支出済額は1億5,802万2,407円、不用額は132万3,593円で、執行率は99.2%となっております。

補正の主なもの、歳入、特定財源、事業目的、支出の内訳は記載のとおりとなっております。

説明は、以上でございます。

○**平松委員長** ありがとうございます。

これより、質疑を行います。

川上委員。

○**川上委員** 予算書も見ていたのですが、ついでにないのでも、13節使用料及び賃借料、学校給食センターにAEDは備付けされていないのかどうか、その辺。

○**平松委員長** 学校給食センター長。

○福永学校給食センター長 給食センター自体にはAEDは置いていなかったかと思います。

以上です。

○平松委員長 川上委員。

○川上委員 私も分からないのですけれども、例えば作業員が何人以上の場所には設置するか、したほうがいいのかというのがあるのか、もし分かれば教えてください。

それと、給食センターで働く人員の数が分かれば教えていただきたい。

○平松委員長 学校給食センター長。

○福永学校給食センター長 AEDの設置基準については把握しておりませんでした。後ほど分かった時点でお答えしたいと思います。

給食センターの調理員の数でよろしいでしょうか。調理員の数であれば23名、そのほかに栄養教諭が2名と職員が2名おります。

以上です。

○平松委員長 AEDのことは後から報告があるということでもいいですね。

ほかに質疑はありませんか。

上野委員。

○上野委員 給食センターに関しては、水質汚濁防止法の対象として、グリース・トラップの装置と申しますか、設置をして対応しているわけですが、水質汚濁法の環境基準は測っているというのか、検査をして、その水準を維持しているのかどうか、その辺についてお伺いしたい。

○平松委員長 学校給食センター長。

○福永学校給食センター長 グリース・トラップの関係でございますけれども、グリース・トラップは毎年1回業者のほうに委託しておりますので、そちらのほうで清掃委託業務をしておりますので、基準は満たしているものと考えております。

○平松委員長 上野委員。

○上野委員 数値の確認はしているのでしょうか。

○平松委員長 学校給食センター長。

○福永学校給食センター長 数値のほうですけれども、清掃業務が終わった後に出てきており

ますので、後ほど確認して、追加の資料としてお渡ししたいと思います。

○平松委員長 ほかに質疑ありますか。

坂本委員。

○坂本委員 地産地消の説明、ここで説明しなくていいのか。

○平松委員長 ほかに質疑はありませんか。

若山副委員長。

○若山副委員長 今まさに出た地産地消用食材購入費というのは、僕が資料要求したもので、まず、ここに起算されているというのか、この費用が年間1,000万円あって、執行は九百九十何万円になっているのですけれども、学校給食の献立なんかを見ると、プレななデーということで、月に2回ぐらい、ここで購入したものを使って給食を提供しているようなのですけれども、一般の給食と地産地消を使ったプレななデーとの献立の1食当たりの費用というのは、トータルではなくて、1食当たり、この日は1,000円、この日は500円だとか、そういうものがもし分かれば、プレななデーというのは1食当たりどのぐらいの費用になっているのか、そこを教えてください。

今回出てきた購入先等、種類だとかいろいろあるのですけれども、これというのは、どこで購入するかというのは、募集して、名簿みたいなものがあって、それで選んでいるのか、ここ以外で提供できる場所がないのか、そういうのはどうなのかというところを確認したいというのか、教えてほしいのですけれども。

○平松委員長 学校給食センター長。

○福永学校給食センター長 まず、プレななデーと普通の日々の給食の単価ですけれども、メニューが毎回違いますので、具体的に比較というのはしておりませんが、七飯産の食材自体を指定して買いますと、やはり普通の日よりは若干高くなっているという状況でございます。

どこで選んでいるのかという内容ですが、基本的には町内の業者で七飯産を扱っているかどうかという部分と、栄養教諭が自ら足を運んで各農家ですとか、そういったところで

扱って、給食として提供ができるのかどうか、そういうようなことも含めて、いろいろありとあらゆるところから情報を仕入れるようにしております。

以上です。

○平松委員長 若山副委員長。

○若山副委員長 そうすると、購入先というのは、その都度の変わっていくというようなことなのですか。特別に、どこどこで何が提供できるか、単価というのですか、ロットというか、このぐらい提供できないと給食としてはできないというのがありますので、そういうのも含めて、購入先の内容というのは絶えず変わる可能性があるということなのでしょうか。

○平松委員長 学校給食センター長。

○福永学校給食センター長 変わるものとしましては、野菜が、様々つくっている農家がございますので変わる部分があります。時期になりますと、リンゴの部分も各果樹園でつくっている部分がありますので、変わることはあります。ただ、山川牛乳ですとか、王様しいたけ、そういったものはほかのところで作っておりますので、こちらのほうは固定している形でございます。

以上です。

○平松委員長 若山副委員長。

○若山副委員長 つまらない質問かもしれませんが、ここに載っている牛肉とかは大沼牛ということで考えていいのでしょうか。ここにあるものは全部七飯町で生産しているものと考えていいわけですね、地産地消費材ですから。大沼牛とは限らないのですか、ホルスタインもあるから、そこのところはどうですか。

○平松委員長 学校給食センター長。

○福永学校給食センター長 牛肉に関しましては大沼牛でございます。ほかの牛肉は入っておりません。

以上です。

○平松委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 質疑を終わります。

以上で、学校給食センターに対する審査を終

了します。

学校給食センター長、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 2時41分 休憩

午後 3時03分 再開

○平松委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

以上で、各課の聞き取り調査は全て終了しました。

これより、町長への総括質問を行うかどうかを決めていただきたいと思います。

総括質問はどういたしますか、委員の発言を求めます。

横田委員。

○横田委員 僕はお願いしたいと思います。今回、小さな流用がすごく多い。12月に閉めた後にまた出てきたと言っているけれども、その辺の計算の仕方がだらしのないのか、もう少しきちっとやってほしいということがあって、きちっとやっている課もあるし、全然いいかげんという言い方はおかしいのですけれども、そういうところもあるので、今後どういうふうに町長が考えるのかということで、まず1点お願いしたいということと。

2点目が、道の駅の公募案件の中に、たくさん利益が出て場合にはお金を返してくれというのが今までのやり方で、今度は、最初に公募するときにそういうものを入れてくださいと。少なくとも指定管理者というのは、お金を戻すのではなくて、努力によって戻すということになるので、そのお金まで取るということになれば、せっかく自分のところで企業努力した結果が何も評価されないということと同じになってしまうので、その辺の考え方、そういうことを入れるのかどうかということを考えていただきたいということと。

企業版のふるさと納税の補助金ですけれども、全部で4件、230万円あったのですけれども、その中には、今回の決算書の中にもありましたけれども、落札業者の会社が寄附しているというのがある。それというのは、最初から

そういう約束をしたわけでもないけれども、10万円寄附しますということがあったのかどうかということもあるので、なるべくだったら企業のふるさと納税というのはやめていただいて、そこの社長が個人的にやりましたとかというのだったら、まだ分からない部分があるからいいのではないかと思うのですけれども、露骨にそういうことをお願いしたのではないかと思われるようなことはやらないほうがいいのではないかと思うので、その辺の考え方を聞きたいと思います。

それから、町有地の売却のときに必ず公募していただきたいということ、公募しないでやっている物件があったので、そういうものをどういうふう考えていくのかと。

もう1点が、アップル温泉のポンプの問題で、271万6,950円、好日園となかの苑から電気代として取っているというのがあったのですけれども、そういうのはきちっと三者で、やるなら三者でやる。それから源泉についてはうちのものだから、あなたたち自分のところで掘りなさいというのだったら、そういうふうにするとか、もう少し発想を考えていただきたいと思う。そのために、たった1年何か月で駄目になったからと交換だとか何とかと、そういうお金も、町民が損したのではないかと思われることのないような、そういう考え方で進めていただきたいと思います。

以上です。

○平松委員長 ほかに、総括質疑に関する発言は。

若山副委員長。

○若山副委員長 僕も今、横田委員と同じように総括質疑はやるべきだという立場で、自分としては3点、皆さんの同意をいただければ質問していただきたいと思うことがあります。

まず1点目は、安全衛生委員会の議事録を見させてもらいましたけれども、産業医を安全衛生委員会の会議に参加させるようにすべきではないか、法律の要件として。これについて確認していただきたいと思います。

2点目としては、道の駅なないろ・ななえの

借地問題なのですけれども、前町長は、オープン当初から、借地契約をできるだけ早く解消したい旨を述べてきました。土地貸借契約では、令和19年3月31日までとなっています。令和2年度までの交渉で、所有者は売却しないとの回答をしているとのことで、令和3年度は交渉を全くしていないとの報告を受けています。

ついては、方針を変更して、当面借地のままで運営するというとし、土地購入が何年後になるかによって町の負担がどのように変化するかシミュレーションし、町民に公表すべきではないかということで確認していただきたいと思います。

最後、3点目として、横田委員のほうからも出ていましたけれども、ちょっと考え方は違うのかもしれないのですけれども、道の駅なないろ・ななえの指定管理者が決算上、利益を計上した場合の対応について、少なくとも利益の2分の1以上を町に納付することとすることができないかどうか、令和4年度の公募では、寄附金を納付金に変更する改正はありますが、指定管理者からの提案を待った上で、それを評価しますという形になっていますので、町のほうから基準を示す考えはないかどうかというところで確認していただきたいと思います。

それでないと、せっかく立派な道の駅も、町に一銭も入ってこないというのは、どう考えてもちょっとおかしいので、利益が出た場合には、きちっと取決めをすべきではないかというところを確認したいと思います。

以上です。

○平松委員長 総括質疑に関する御意見、質問、ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 なければ、今2人の方から総括質問を行うという意見がありましたので、総括質問を行うということで決定してよろしいですか。

(発言の声あり) 川上委員の意見にありました、これから総括質疑に関して、やるかやらないかの決定を皆さんの挙手にてお願いしたいと思います。

総括質疑をやる方、挙手をお願いいたしま

す。

(賛成者挙手)

○平松委員長 賛成多数ということで、総括質疑を町長に対して行うということを決定いたしました。

質疑項目については、今お2人からありましたが、このほかに何かありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 それでは、横田委員と若山副委員長から提出された意見を委員長、副委員長、事務局と、併せて調整したいと思います。趣旨は変えません。

次に、町長への総括質疑の方法ですが、例年どおり委員長が代表で総括質疑を行い、その後、各委員から町長へ質疑を行うことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 それでは、委員長のほうから代表で総括質問を行うこととします。各委員には、委員長の代表総括質疑が終わってから町長への質疑をお願いいたします。

町長総括の理事者側の出席者について確認いたします。出席要求は、町長、副町長、教育長の3名でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 いいですね。3名といたします。

それでは、町長総括の理事者側の出席要求は、町長、副町長、教育長の3名と決定いたしました。

明日の日程を説明いたします。

町長が午前中は公務が入っておりますので、午後1時30分から町長への総括質疑を行い、終了後に認定の採決を行う予定です。

お諮りいたします。

本日予定していた審議は全て終了いたしました。

本日は、これをもって終了したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって終了します。

次回の委員会は、15日木曜日午後1時半から町長への総括質疑を行いますので、よろしくお願いいたします。

本日は御苦労さまでした。

午後 3時12分 散会

